

北海道網走海区 共同漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
網海共第1号	雄武漁業協同組合	紋別郡雄武町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 枝幸町と雄武町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部三角点 水D5 基点第3号 国土地理院三角点 雄武 基点第4号 北海道水産林務部三角点 水D12 基点第5号 雄武町と興部町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 43 度 30分 1. 500メートルの点 点2 基点第2号から 74 度 30分 1. 700メートルの点 点3 基点第3号から 48 度 00分 1. 600メートルの点 点4 基点第4号から 35 度 30分 1. 500メートルの点 点5 基点第5号から 35 度 30分 1. 500メートルの点	第一種共同漁業	こんぶ漁業 のり漁業 もずく漁業 あさり漁業 えぞばかがい漁業 つぶ漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 えむし漁業 ほっかいえび漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	雄武町	なし
網海共第2号	沙留漁業協同組合	紋別郡興部町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 雄武町と興部町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部三角点 水D19 基点第3号 興部町と紋別市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 35 度 30分 1. 500メートルの点 点2 基点第2号から 35 度 30分 1. 500メートルの点 点3 基点第3号から 35 度 30分 1. 500メートルの点	第一種共同漁業	こんぶ漁業 ふのり漁業 もずく漁業 あさり漁業 えぞばかがい漁業 つぶ漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 えむし漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	興部町	なし
網海共第3号	紋別漁業協同組合	紋別市地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 興部町と紋別市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 北浜町 基点第3号 基点第4号から 332度35分44秒 591. 33メートルの点 基点第4号 国土地理院三角点 岸壁(X=39646.972 Y=88935.453(座標系12系)) 点1 基点第1号から 35度30分00秒 1. 500. 00メートルの点 点2 基点第2号から 72度00分00秒 1. 650. 00メートルの点 点3 点4から 95度44分40秒 1. 237. 60メートルの点 点4 基点第4号から 160度24分20秒 640. 62メートルの点 点5 点6から 168度35分10秒 218. 70メートルの点 点6 点7から 208度39分50秒 292. 23メートルの点 点7 点8から 118度32分50秒 238. 31メートルの点 点8 点9から 168度27分00秒 316. 12メートルの点 点9 基点第3号から 119度59分30秒 300. 00メートルの点	第一種共同漁業	こんぶ漁業 のり漁業 もずく漁業 えぞばかがい漁業 つぶ漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 えむし漁業 なまこ漁業 ほっかいえび漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	紋別市	なし
網海共第4号	紋別漁業協同組合	紋別市地先	次の基点第1号、点1、点2、点3及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 国土地理院三角点 岸壁から163度29分35秒2. 444. 88メートルの点 基点第2号 紋別市と湧別町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 44度18分23秒 997. 95メートルの点 点2 点1から 34度12分30秒 500. 00メートルの点 点3 基点第2号から 26度30分00秒 1. 500. 00メートルの点	第一種共同漁業	こんぶ漁業 のり漁業 もずく漁業 えぞばかがい漁業 つぶ漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 えむし漁業 なまこ漁業 ほっかいえび漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	紋別市	なし
網海共第5号	湧別漁業協同組合	紋別郡湧別町地先	次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 紋別市と湧別町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 湧別町と北見市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 26 度 30分 1. 500メートルの点 点2 基点第2号から 22 度 30分 1. 500メートルの点	第一種共同漁業	えぞばかがい漁業 つぶ漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 えむし漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	湧別町、津町、曙町、緑町、栄町、錦町、川西、信部内、緑蔭、豊栄床、東、福島、芭露、上芭露、東芭露、西芭露、志撫子及び計呂地	なし
網海共第6号	常呂漁業協同組合、佐呂間漁業協同組合	北見市常呂町地先	次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 湧別町と北見市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 北能取山から337度30分58. 54秒 851. 62メートルの点 点1 基点第1号から 22 度 30分 1. 500メートルの点 点2 基点第2号から 15 度 30分 1. 500メートルの点	第一種共同漁業	えぞばかがい漁業 つぶ漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 えむし漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	佐呂間町及び北見市常呂町	なし
網海共第7号	網走漁業協同組合	網走市及び斜里郡小清水町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から、基点第6号と点5を結んだ線、基点第5号を中心とする半径2. 100メートルの点5と基点第7号間における弧線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域 基点第1号 国土地理院三角点 北能取山から337度30分58. 54秒 851. 62メートルの点 基点第2号 能取岬先端に設置の北海道水産林務部図根点 No.1 基点第3号 国土地理院三角点 新栗原 基点第4号 北海道水産林務部三角点 水T6から95度57分52秒497. 83メートルの点 基点第5号 網走港河口交差点先端 北緯: 44度01分25. 87秒 東経: 144度16分48. 76秒) 基点第6号 基点第5号から105度36分の線と網走港東防波堤外海面との交点 基点第7号 基点第5号を中心とする半径2. 100メートルの弧線と最大高潮時ポンモイ海岸との交点 点1 基点第1号から 15 度 30分 1. 500メートルの点 点2 基点第2号から 52 度 00分 1. 700メートルの点 点3 基点第3号から 13 度 30分 2. 500メートルの点 点4 基点第4号から 21 度 45分 1. 500メートルの点 点5 基点第5号から 105 度 36分 2. 100メートルの点	第一種共同漁業	こんぶ漁業 のり漁業 ふのり漁業 もずく漁業 あさり漁業 えぞばかがい漁業 さらがい漁業 つぶ漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 えむし漁業 ほっかいえび漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	網走市及び小清水町字浜小清水	なし

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
網海共第8号	斜里第一漁業協同組合、ウトロ漁業協同組合	斜里郡小清水町及び斜里町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7及び基点第6号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 北海道水産林務部三角点 水T6から95度57分52秒497. 83メートルの点 基点第2号 国土地理院三角点 斜里 基点第3号 国土地理院三角点 朱門 基点第4号 国土地理院三角点 宇登呂 基点第5号 北海道水産林務部図根点 No.18(北海道水産林務部三角点 水T14～) 基点第6号 斜里町と幌臼町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 21 度 45分 1. 500メートルの点 点2 基点第2号から 0 度 00分 1. 700メートルの点 点3 基点第3号から 278 度 30分 1. 800メートルの点 点4 基点第4号から 350 度 00分 2. 000メートルの点 点5 基点第5号から 304 度 30分 1. 600メートルの点 点6 基点第6号から 322 度 30分 1. 500メートルの点 点7 基点第6号から 32 度 30分 1. 500メートルの点		第一種共同漁業	こんぶ漁業 のり漁業 ふのり漁業 もずく漁業 えそばかがい漁業 さらかがい漁業 つぶ漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 えむし漁業 なまこ漁業 ほっかいえび漁	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	小清水町宇止別及び斜里町	なし
網海共第9号	雄武漁業協同組合	紋別郡雄武町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 枝幸町と雄武町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部三角点 水D5 基点第3号 国土地理院三角点 雄武 基点第4号 北海道水産林務部三角点 水D12 基点第5号 雄武町と興部町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 43 度 30分 3. 000メートルの点 点2 基点第2号から 74 度 30分 3. 200メートルの点 点3 基点第3号から 48 度 00分 3. 100メートルの点 点4 基点第4号から 35 度 30分 3. 000メートルの点 点5 基点第5号から 35 度 30分 3. 000メートルの点		第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第二種共同漁業) いわし・ます・にしん小型定置網漁業 ます小型定置網漁業 (第三種共同漁業) ちか・いかなご地びき網漁業	(第二種共同漁業) 4月1日から7月31日まで 7月1日から8月31日まで (第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	雄武町	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は総数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
網海共第10号	沙留漁業協同組合	紋別郡興部町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 雄武町と興部町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部三角点 水D19 基点第3号 興部町と紋別市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 35 度 30分 3. 000メートルの点 点2 基点第2号から 35 度 30分 3. 000メートルの点 点3 基点第3号から 35 度 30分 3. 000メートルの点		第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第二種共同漁業) いわし・ます・にしん小型定置網漁業 ます小型定置網漁業 (第三種共同漁業) ちか・いかなご地びき網漁業	(第二種共同漁業) 4月1日から7月31日まで 7月1日から8月31日まで (第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	興部町	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は総数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
網海共第11号	紋別漁業協同組合	紋別市地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から、基点第5号、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15、点16、点17、点18、点19、点20、点21及び基点第6号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、並びに点22、点23、点24、点25、点26、点27、点28、点29、点30、点31、点32、点33、点34、点35、点36、点37、点38、点39及び点22の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除いた区域 基点第1号 興部町と紋別市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 北浜町 基点第3号 国土地理院三角点 岸壁(X=39646. 972 Y=88935. 453(座標系12系)) 基点第4号 紋別市と湧別町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第5号 基点第3号から 332度35分44秒 591. 33メートルの点 基点第6号 点21から 224度18分23秒 997. 95メートルの点 点1 基点第1号から 35度30分 3. 000メートルの点 点2 基点第2号から 72度00分 3. 250メートルの点 点3 基点第3号から 89度00分 2. 700メートルの点 点4 基点第4号から 26度00分 3. 000メートルの点 点5 基点第5号から 119度59分30秒 300. 00メートルの点 点6 点5から 168度27分00秒 316. 12メートルの点 点7 点6から 118度32分50秒 238. 31メートルの点 点8 点7から 208度38分50秒 292. 23メートルの点 点9 点8から 168度35分10秒 218. 70メートルの点 点10 基点第3号から 160度24分20秒 640. 62メートルの点 点11 点10から 95度44分40秒 1. 615. 35メートルの点 点12 点11から 186度00分00秒 210. 357メートルの点 点13 点12から 66度15分00秒 102. 308メートルの点 点14 点13から 150度06分00秒 68. 00メートルの点 点15 点14から 153度30分00秒 33. 00メートルの点 点16 点15から 154度47分00秒 38. 00メートルの点 点17 点16から 159度18分00秒 24. 00メートルの点 点18 点17から 165度28分00秒 26. 00メートルの点 点19 点18から 246度15分00秒 207. 00メートルの点 点20 点19から 275度48分00秒 85. 808メートルの点 点21 点20から 214度12分30秒 546. 046メートルの点 点22 基点第3号から 111度20分00秒 2. 480. 00メートルの点 点23 点22から 89度59分00秒 52. 00メートルの点 点24 点23から 180度30分00秒 49. 00メートルの点 点25 点24から 270度00分00秒 0. 80メートルの点 点26 点25から 180度05分00秒 111. 00メートルの点 点27 点26から 270度05分00秒 1. 00メートルの点 点28 点27から 180度37分00秒 149. 00メートルの点 点29 点28から 90度00分00秒 1. 00メートルの点 点30 点29から 180度22分00秒 44. 00メートルの点 点31 点30から 272度19分00秒 18. 00メートルの点 点32 点31から 180度00分00秒 2. 00メートルの点 点33 点32から 271度02分00秒 70. 00メートルの点 点34 点33から 359度58分00秒 63. 00メートルの点 点35 点34から 90度00分00秒 5. 00メートルの点 点36 点35から 359度26分00秒 139. 00メートルの点 点37 点36から 90度00分00秒 5. 00メートルの点 点38 点37から 359度35分00秒 120. 00メートルの点 点39 点38から 90度00分00秒 21. 00メートルの点	第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第二種共同漁業) いわし・ます・にしん小型定置網漁業 ます小型定置網漁業 (第三種共同漁業) ちか・いかなご地びき網漁業	(第二種共同漁業) 4月1日から7月31日まで 7月1日から8月31日まで (第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	紋別市	(1)漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
網海共第12号	湧別漁業協同組合	紋別郡湧別町地先	次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 紋別市と湧別町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 湧別町と北見市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 26度 30分 3. 000メートルの点 点2 基点第2号から 22 度 30分 3. 000メートルの点	第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第二種共同漁業) いわし・ます・にしん小型定置網漁業 ます小型定置網漁業 (第三種共同漁業) ちか・いかなご地びき網漁業	(第二種共同漁業) 4月1日から7月31日まで 7月1日から8月31日まで (第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	湧別町・津町、曙町、緑町、栄町、錦町、川西、信部内、緑蔭、豊栄、東、福島、芭露、上芭露、東芭露、西芭露、志撫子及び計呂地	(1)漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
網海共第13号	常呂漁業協同組合、佐呂間漁業協同組合	北見市常呂町地先	次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 湧別町と北見市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 北能取山から337度30分58. 54秒 851. 62メートルの点 点1 基点第1号から 22 度 30分 3. 000メートルの点 点2 基点第2号から 15 度 30分 3. 000メートルの点	第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第二種共同漁業) いわし・ます・にしん小型定置網漁業 ます小型定置網漁業 (第三種共同漁業) ちか・いかなご地びき網漁業	(第二種共同漁業) 4月1日から7月31日まで 7月1日から8月31日まで (第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	佐呂間町及び北見市常呂町	(1)漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
網海共第14号	網走漁業協同組合	網走市及び斜里郡小清水町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から、基点第6号と点5を結んだ線、基点第5号を中心とする半径2. 100メートルの点5と基点第7号間における弧線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域 基点第1号 国土地理院三角点 北能取山から337度30分58. 54秒 851. 62メートルの点 基点第2号 能取岬先端に設置の北海道水産林務部図根点 No.1 基点第3号 国土地理院三角点 新栗屋 基点第4号 北海道水産林務部三角点 水T6から95度57分52秒497. 83メートルの点 基点第5号 網走湾河口・炭垣先端 北緯 44 度 01 分 22 秒 57 秒 東経 144 度 16 分 48. 76 秒) 基点第6号 基点第5号から105度36分の線と網走湾東防波堤外海面との交点 基点第7号 基点第5号を中心とする半径2. 100メートルの弧線と最大高潮時ポイ海岸との交点 点1 基点第1号から 15 度 30分 3. 000メートルの点 点2 基点第2号から 52 度 00分 3. 100メートルの点 点3 基点第3号から 13 度 30分 3. 600メートルの点 点4 基点第4号から 21 度 45分 3. 000メートルの点 点5 基点第5号から 105 度 36分 2. 100メートルの点	第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第二種共同漁業) いわし・ます・にしん小型定置網漁業 ます小型定置網漁業 (第三種共同漁業) はたは・ちかびき網漁業	(第二種共同漁業) 4月1日から7月31日まで 7月1日から8月31日まで (第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	網走市及び小清水町・沢小清水	(1)漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
網海共第15号	斜里第一漁業協同組合、ウトロ漁業協同組合	斜里郡小清水町及び斜里町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7及び基点第6号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 北海道水産林務部三角点 水T6から95度57分52秒497.83メートルの点 基点第2号 国土地理院三角点 斜里 基点第3号 国土地理院三角点 朱門 基点第4号 国土地理院三角点 宇登呂 基点第5号 北海道水産林務部図根点 No.18(北海道水産林務部三角点 水T14～) 基点第6号 斜里町と羅臼町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 21 度 45分 3.000メートルの点 点2 基点第2号から 0 度 00分 3.200メートルの点 点3 基点第3号から 329 度 00分 3.000メートルの点 点4 基点第4号から 350 度 00分 4.500メートルの点 点5 基点第5号から 304 度 30分 3.300メートルの点 点6 基点第6号から 322 度 30分 3.000メートルの点 点7 基点第6号から 32 度 30分 3.000メートルの点		第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第二種共同漁業) いわし・ます・にしん小型定置網漁業 ます小型定置網漁業 (第三種共同漁業) はたはた・ちか地びき網漁業	(第二種共同漁業) 4月1日から7月31日まで 7月1日から8月31日まで (第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	小清水町字止別及び斜里町	(1)漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 クガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は艘数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
網海共第16号	雄武漁業協同組合	紋別郡雄武町地先	次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 枝幸町と雄武町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 雄武町と興部町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第3号 北海道水産林務部図根点 No.6(北海道水産林務部三角点 水D15～)から121度22分18秒 1 19.29メートルの点 点1 基点第1号から 43度30分 12.600メートルの点 点2 基点第2号から 35度30分の線と点1とを結んだ線との交点 点3 基点第3号から 37度30分 14.400メートルの点		第一種共同漁業	えぞきんちやくがい漁業 ほたてがい漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	雄武町	なし
網海共第17号	沙留漁業協同組合	紋別郡興部町地先	次の基点第2号、点2、点3、点4及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 枝幸町と雄武町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 雄武町と興部町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第3号 北海道水産林務部図根点 No.6(北海道水産林務部三角点 水D15～)から121度22分18秒 1 19.29メートルの点 基点第4号 興部町と紋別市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 43度30分 12.600メートルの点 点2 基点第2号から 35度30分の線と点1とを結んだ線との交点 点3 基点第3号から 37度30分 14.400メートルの点 点4 基点第4号から 35度30分 16.000メートルの点		第一種共同漁業	えぞきんちやくがい漁業 ほたてがい漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	興部町	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
網海共第18号	紋別漁業協同組合	紋別市地先	次の基点第1号、点5、点1、点2、点3、点4及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から、基点第1号、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15、点16、点17、点18、点19、点20、点21、点22及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、並びに点23、点24、点25、点26、点27、点28、点29、点30、点31、点32、点33、点34、点35、点36、点37、点38、点39、点40及び点23の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除いた区域 基点第1号 興部町と紋別市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 紋別市と湧別町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第3号 国土地理院三角点 岸壁(X=39646.972 Y=88935.453(座標系12系)) 基点第4号 基点第3号から332度35分44秒591.33メートルの点 基点第5号 点22から224度18分23秒997.95メートルの点 点1 基点第1号から35度30分16.000メートルの点 点2 点1と点4を結んだ線と点3と点5を結んだ線との交点 点3 基点第2号から26度30分17.500メートルの点 点4 基点第2号から26度30分13.000メートルの点 点5 基点第1号から35度30分15.000メートルの点 点6 基点第4号から119度59分30秒300.00メートルの点 点7 点6から168度27分00秒316.12メートルの点 点8 点7から118度32分50秒238.31メートルの点 点9 点8から208度38分50秒292.23メートルの点 点10 点9から168度35分10秒218.70メートルの点 点11 基点第3号から160度24分20秒640.62メートルの点 点12 点11から95度44分40秒1.615.35メートルの点 点13 点12から186度00分00秒210.357メートルの点 点14 点13から66度15分00秒102.308メートルの点 点15 点14から150度06分00秒68.00メートルの点 点16 点15から153度30分00秒33.00メートルの点 点17 点16から154度47分00秒38.00メートルの点 点18 点17から159度18分00秒24.00メートルの点 点19 点18から165度28分00秒26.00メートルの点 点20 点19から246度15分00秒207.00メートルの点 点21 点20から275度48分00秒85.808メートルの点 点22 点21から214度12分30秒546.046メートルの点 点23 基点第3号から111度20分00秒2.480.00メートルの点 点24 点23から89度59分00秒62.00メートルの点 点25 点24から180度30分00秒49.00メートルの点 点26 点25から270度00分00秒0.80メートルの点 点27 点26から180度05分00秒111.00メートルの点 点28 点27から270度05分00秒1.00メートルの点 点29 点28から180度37分00秒149.00メートルの点 点30 点29から90度00分00秒1.00メートルの点 点31 点30から180度22分00秒44.00メートルの点 点32 点31から272度19分00秒18.00メートルの点 点33 点32から180度00分00秒2.00メートルの点 点34 点33から271度02分00秒70.00メートルの点 点35 点34から359度58分00秒63.00メートルの点 点36 点35から90度00分00秒5.00メートルの点 点37 点36から359度26分00秒139.00メートルの点 点38 点37から90度00分00秒5.00メートルの点 点39 点38から359度35分00秒120.00メートルの点 点40 点39から90度00分00秒21.00メートルの点	第一種共同漁業	えぞきんちやくがい漁業 ほたてがい漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	紋別市	なし
網海共第19号	湧別漁業協同組合	紋別郡湧別町地先	次の基点第1号、点1、点2、基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 紋別市と湧別町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 湧別町と北見市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から26度30分17.500メートルの点 点2 基点第2号から22度30分16.000メートルの点	第一種共同漁業	えぞきんちやくがい漁業 ほたてがい漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	湧別町、増毛町、雄勝町、栄町、錦町、川西、信部内、緑蔭、登米、東、福島、芭露、上芭露、東芭露、西芭露、志摩子及び針島地	なし
網海共第20号	常呂漁業協同組合、佐呂間漁業協同組合	北見市常呂町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 湧別町と北見市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 北能取山から337度30分58.54秒851.62メートルの点 点1 基点第1号から22度30分16.000メートルの点 点2 北緯44度13分30秒 東経144度05分00秒の点 点3 東経144度04分30秒の線と点4と点5を結んだ線との交点 点4 基点第2号から15度30分8.000メートルの点 点5 基点第1号から22度30分13.000メートルの点	第一種共同漁業	えぞきんちやくがい漁業 ほたてがい漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	佐呂間町及び北見市常呂町	なし
網海共第21号	網走漁業協同組合	網走市及び斜里郡小清水町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から、基点第5号と点6を結んだ線、基点第4号を中心とする半径2.100メートルの点6と基点第6号間における弧線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域 基点第1号 国土地理院三角点 北能取山から337度30分58.54秒851.62メートルの点 基点第2号 能取岬灯台中心点(北緯44度06分43.9秒 東経144度14分35.4秒) 基点第3号 北海道水産林務部三角点 水T6から95度57分52秒497.83メートルの点 基点第4号 網走港河口突堤先端(北緯44度15分25.87秒 東経144度16分48.76秒) 基点第5号 基点第4号から105度36分の線と網走港東防波堤外海面との交点 基点第6号 基点第4号を中心とする半径2.100メートルの弧線と最大高潮時ポイン海岸との交点 点1 基点第1号から15度30分8.000メートルの点 点2 基点第2号から359度00分5.800メートルの点 点3 基点第2号から108度00分の線と東経144度22分の線との交点 点4 東経144度20分の線と点1と点5を結んだ線との交点 点5 基点第3号から21度45分11.000メートルの点 点6 基点第4号から105度36分2.100メートルの点	第一種共同漁業	えぞきんちやくがい漁業 ほたてがい漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	網走市及び小清水町浜小清水	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
網海共第22号	斜里第一漁業協同組合、ウトロ漁業協同組合	斜里郡小清水町及び斜里町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 北海道水産林務部三角点 水T6から95度57分52秒497.83メートルの点 基点第2号 国土地理院三角点 朱門 基点第3号 国土地理院三角点 宇登呂 基点第4号 北海道水産林務部図根点 No.18(北海道水産林務部三角点 水T14～) 基点第5号 斜里町と羅臼町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 21度 45分 11.000メートルの点 点2 基点第2号から 329度 00分 9.000メートルの点 点3 基点第3号から 350度 00分 4.500メートルの点 点4 基点第4号から 304度 30分 3.300メートルの点 点5 基点第5号から 322度 30分 3.000メートルの点 点6 基点第5号から 32度 30分 3.000メートルの点	第一種共同漁業	えぞきんちやくがい漁業 ほたてがい漁業 ほや漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	小清水町字止別及び斜里町	なし
網海共第23号	雄武漁業協同組合	紋別郡雄武町地先	次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 枝幸町と雄武町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 雄武町と興部町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 43度 30分 19.000メートルの点 点2 基点第2号から 35度 30分 17.500メートルの点	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業 そい・ほつけ刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたばた・ちか刺し網漁業 いか・ほつけ・かれい底建網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	雄武町	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3)漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは37メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、150メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ(網立)は、10メートル以下でなければならない。
網海共第24号	沙留漁業協同組合	紋別郡興部町地先	次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 雄武町と興部町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 興部町と紋別市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 35度 30分 17.500メートルの点 点2 基点第2号から 35度 30分 15.000メートルの点	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業 そい・ほつけ刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたばた・ちか刺し網漁業 いか・ほつけ・かれい底建網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	興部町	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3)漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは37メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、150メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ(網立)は、10メートル以下でなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
網海共第25号	紋別漁業協同組合	紋別市地先	次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から、基点第4号、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15、点16、点17、点18、点19及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、並びに点20、点21、点22、点23、点24、点25、点26、点27、点28、点29、点30、点31、点32、点33、点34、点35、点36、点37及び点20の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除いた区域 基点第1号 奥部町と紋別市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 紋別市と湧別町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第3号 国土地理院三角点 岸壁(X=39646. 972 Y=88935. 453(座標系12系)) 基点第4号 基点第3号から 332度35分44秒 591. 33メートルの点 基点第5号 点19から 224度18分23秒 997. 95メートルの点 点1 基点第1号から 35度30分 15. 000メートルの点 点2 基点第2号から 26度30分 17. 500メートルの点 点3 基点第4号から 119度59分30秒 300. 00メートルの点 点4 点3から 168度27分00秒 316. 12メートルの点 点5 点4から 118度32分50秒 238. 31メートルの点 点6 点5から 208度38分50秒 292. 23メートルの点 点7 点6から 168度35分10秒 218. 70メートルの点 点8 基点第3号から 160度24分20秒 640. 62メートルの点 点9 点8から 95度44分40秒 1. 615. 35メートルの点 点10 点9から 186度00分00秒 210. 357メートルの点 点11 点10から 66度15分00秒 102. 308メートルの点 点12 点11から 150度06分00秒 68. 00メートルの点 点13 点12から 153度30分00秒 33. 00メートルの点 点14 点13から 154度47分00秒 38. 00メートルの点 点15 点14から 159度18分00秒 24. 00メートルの点 点16 点15から 165度28分00秒 26. 00メートルの点 点17 点16から 246度15分00秒 207. 00メートルの点 点18 点17から 275度48分00秒 85. 808メートルの点 点19 点18から 214度12分30秒 546. 046メートルの点 点20 基点第3号から 111度20分00秒 2. 480. 00メートルの点 点21 点20から 89度59分00秒 62. 00メートルの点 点22 点21から 180度30分00秒 49. 00メートルの点 点23 点22から 270度00分00秒 0. 80メートルの点 点24 点23から 180度05分00秒 111. 00メートルの点 点25 点24から 270度05分00秒 1. 00メートルの点 点26 点25から 180度37分00秒 140. 00メートルの点 点27 点26から 90度00分00秒 1. 00メートルの点 点28 点27から 180度22分00秒 44. 00メートルの点 点29 点28から 272度19分00秒 18. 00メートルの点 点30 点29から 180度00分00秒 2. 00メートルの点 点31 点30から 271度02分00秒 70. 00メートルの点 点32 点31から 359度58分00秒 63. 00メートルの点 点33 点32から 90度00分00秒 5. 00メートルの点 点34 点33から 359度26分00秒 139. 00メートルの点 点35 点34から 90度00分00秒 5. 00メートルの点 点36 点35から 359度35分00秒 120. 00メートルの点 点37 点36から 90度00分00秒 21. 00メートルの点	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業 そいほつけ刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはたちちか刺し網漁業 いかほつけかれい底建網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	紋別市	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3)漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは37メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、150メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以上に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ(網立)は、10メートル以下でなければならない。
網海共第26号	湧別漁業協同組合	紋別郡湧別町地先	次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 紋別市と湧別町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 湧別町と北見市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 26 度 30分 17. 500メートルの点 点2 基点第2号から 22 度 30分 15. 000メートルの点	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業 そいほつけ刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはたちちか刺し網漁業 いかほつけかれい底建網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	湧別町港町、曙町、緑町、栄町、錦町、川西、信部内、緑露、登栄床、東、福島、芭露、上芭露、東芭露、西芭露、志無子及び計呂地	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3)漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは37メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、150メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以上に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ(網立)は、10メートル以下でなければならない。
網海共第27号	常呂漁業協同組合、佐呂間漁業協同組合	北見市常呂町地先	次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 湧別町と北見市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 北形取山から337度30分58. 54秒 851. 62メートルの点 点1 基点第1号から 22 度 30分 15. 000メートルの点 点2 基点第2号から 15 度 30分 8. 000メートルの点	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業 そいほつけ刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはたちちか刺し網漁業 いかほつけかれい底建網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	佐呂間町及び北見市常呂町	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3)漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは37メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、150メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以上に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ(網立)は、10メートル以下でなければならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
網海共第28号	網走漁業協同組合	網走市及び斜里郡小清水町地先	次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から、基点第4号と点3を結んだ線、基点第3号を中心とする半径2、100メートルの点3と基点第5号間における弧線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域 基点第1号 国土地理院三角点 北総取山から337度30分58.54秒 851.62メートルの点 基点第2号 北海道水産林務部三角点 水T6から95度57分52秒497.83メートルの点 基点第3号 網走湾河口突堤先端 （北緯 44度01分25.87秒 東経 144度16分48.76秒） 基点第4号 基点第5号から105度36分の線と網走湾東防波堤外海面との交点 基点第5号 基点第3号を中心とする半径2、100メートルの弧線と最大高潮時ポニモイ海岸との交点 点1 基点第1号から 15 度 30分 8.000メートルの点 点2 基点第2号から 21 度 45分 11.000メートルの点 点3 基点第3号から 105 度 36分 2.100メートルの点		第二種共同漁業	かれい刺し網漁業 そいほっけ刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた・ちか刺し網漁業 いか・ほっけ・かれい底建網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	網走市及び小清水町字浜小清水	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 シロサテ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行便の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3)漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは37メートル以下でなければならない。 イ 埋網の長さ、は、150メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ(網立)は、10メートル以下でなければならない。
網海共第29号	斜里第一漁業協同組合、ウトロ漁業協同組合	斜里郡小清水町及び斜里町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 北海道水産林務部三角点 水T6から95度57分52秒497.83メートルの点 基点第2号 国土地理院三角点 米井 基点第3号 国土地理院三角点 幸倉島 基点第4号 北海道水産林務部図根点 No.18(北海道水産林務部三角点 水T14～) 基点第5号 斜里町と羅臼町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 21 度 45分 11.000メートルの点 点2 基点第2号から 329 度 00分 9.000メートルの点 点3 基点第3号から 350 度 00分 4.500メートルの点 点4 基点第4号から 304 度 30分 3.300メートルの点 点5 基点第5号から 322 度 30分 3.000メートルの点 点6 基点第5号から 32 度 30分 3.000メートルの点		第二種共同漁業	かれい刺し網漁業 そいほっけ刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた・ちか刺し網漁業 いか・ほっけ・かれい底建網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	小清水町字止別及び斜里町	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 シロサテ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行便の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3)漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは37メートル以下でなければならない。 イ 埋網の長さ、は、150メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ(網立)は、10メートル以下でなければならない。
網海共第30号	雄武漁業協同組合、沙留漁業協同組合、紋別漁業協同組合	紋別郡雄武町及び興部町並びに紋別市地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から、並びに点22、点23、点24、点25、点26、点27、点28、点29、点30、点31、点32、点33、点34、点35、点36、点37、点38、点39及び点22の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除いた区域 基点第1号 様々町と雄武町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 雄武町と興部町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第3号 興部町と紋別市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第4号 紋別市と湧別町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第5号 国土地理院三角点 岸壁(X=3946.672 Y=88935.453(座標系12系)) 基点第6号 基点第5号から 332度35分44秒 591.33メートルの点 基点第7号 点21から 224度18分23秒 997.95メートルの点 点1 基点第1号から 43度30分 25.000メートルの点 点2 基点第2号から 35度30分 25.000メートルの点 点3 基点第3号から 35度30分 25.000メートルの点 点4 基点第4号から 26度30分 24.000メートルの点 点5 基点第6号から 119度59分30秒 300.00メートルの点 点6 点5から 168度27分00秒 316.12メートルの点 点7 点6から 118度32分50秒 238.31メートルの点 点8 点7から 208度38分50秒 292.23メートルの点 点9 点8から 168度35分10秒 218.70メートルの点 点10 基点第5号から 160度24分20秒 640.62メートルの点 点11 点10から 95度44分40秒 1.615.35メートルの点 点12 点11から 186度00分00秒 210.357メートルの点 点13 点12から 66度16分00秒 102.308メートルの点 点14 点13から 150度06分00秒 68.00メートルの点 点15 点14から 153度30分00秒 33.00メートルの点 点16 点15から 154度47分00秒 38.00メートルの点 点17 点16から 159度18分00秒 24.00メートルの点 点18 点17から 165度28分00秒 26.00メートルの点 点19 点18から 246度15分00秒 207.00メートルの点 点20 点19から 275度48分00秒 85.808メートルの点 点21 点20から 214度12分30秒 546.046メートルの点 点22 基点第5号から 111度20分00秒 2.480.00メートルの点 点23 点22から 89度59分00秒 62.00メートルの点 点24 点23から 180度30分00秒 49.00メートルの点 点25 点24から 270度00分00秒 0.80メートルの点 点26 点25から 180度05分00秒 111.00メートルの点 点27 点26から 270度05分00秒 1.00メートルの点 点28 点27から 180度37分00秒 140.00メートルの点 点29 点28から 90度00分00秒 1.00メートルの点 点30 点29から 180度22分00秒 44.00メートルの点 点31 点30から 272度19分00秒 18.00メートルの点 点32 点31から 180度00分00秒 2.00メートルの点 点33 点32から 271度02分00秒 70.00メートルの点 点34 点33から 359度58分00秒 63.00メートルの点 点35 点34から 90度00分00秒 5.00メートルの点 点36 点35から 359度26分00秒 139.00メートルの点 点37 点36から 90度00分00秒 5.00メートルの点 点38 点37から 359度35分00秒 120.00メートルの点 点39 点38から 90度00分00秒 21.00メートルの点		第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	雄武町、興部町及び紋別市	なし

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
網海共第31号	湧別漁業協同組合、佐呂間漁業協同組合、常呂漁業協同組合	紋別郡湧別町及び北見市常呂町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 紋別市と湧別町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 湧別町と北見市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第3号 国土地理院三角点 北能取山から337度30分58.54秒 851.62メートルの点 点1 基点第1号から 26 度 30分 24.000メートルの点 点2 基点第2号から 22 度 30分 20.000メートルの点 点3 基点第3号から 15 度 30分 20.000メートルの点	第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	湧別町港町、曙町、緑町、栄町、網町、川西、信部内、緑蔭、登米床、東、福島、芭露、上芭露、東芭露、西芭露、志撫子、計呂地、佐呂間町及び北見市常呂町	なし
網海共第32号	網走漁業協同組合、斜里第一漁業協同組合、ウトロ漁業協同組合	網走市、斜里郡小清水町及び斜里町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から、基点第7号と点7を結んだ線、基点第6号を中心とする半径2.100メートルの点7と基点第8号間における弧線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域 基点第1号 国土地理院三角点 北能取山から337度30分58.54秒 851.62メートルの点 基点第2号 北海道水産林務部三角点 水T6から95度57分52秒497.83メートルの点 基点第3号 国土地理院三角点 宇登呂 基点第4号 北海道水産林務部図根点 No.4(北海道水産林務部三角点 水T14～)から29度00分00秒 368.37メートルの点 基点第5号 斜里町と羅臼町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第6号 網走港河口突堤先端 (北緯 44度01分25.87秒 東経 144度16分48.76秒) 基点第7号 基点第6号から105度36分の線と網走港東防波堤外海面との交点 基点第8号 基点第6号を中心とする半径2.100メートルの弧線と最大高潮時ポンモイ海岸との交点 点1 基点第1号から 15 度 30分 20.000メートルの点 点2 基点第2号から 21 度 45分 20.000メートルの点 点3 基点第3号から 350 度 00分 9.000メートルの点 点4 基点第4号から 277 度 30分 7.400メートルの点 点5 基点第5号から 322 度 30分 5.300メートルの点 点6 基点第5号から 32 度 30分 21.800メートルの点 点7 基点第6号から 105 度 36分 2.100メートルの点	第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	網走市、小清水町及び斜里町	なし
網海共第33号	雄武漁業協同組合、沙留漁業協同組合、紋別漁業協同組合	紋別郡雄武町及び興部町並びに紋別市地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 枝幸町と雄武町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 雄武町と興部町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第3号 興部町と紋別市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第4号 紋別市と湧別町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 43 度 30分 19.000メートルの点 点2 基点第1号から 43 度 30分 25.000メートルの点 点3 基点第2号から 35 度 30分 25.000メートルの点 点4 基点第3号から 35 度 30分 25.000メートルの点 点5 基点第4号から 26 度 30分 24.000メートルの点 点6 基点第4号から 26 度 30分 17.500メートルの点 点7 基点第3号から 35 度 30分 15.000メートルの点 点8 基点第2号から 35 度 30分 17.500メートルの点	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	雄武町、興部町及び紋別市	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
網海共第34号	湧別漁業協同組合、佐呂間漁業協同組合、常呂漁業協同組合	紋別郡湧別町及び北見市常呂町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 紋別市と湧別町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 湧別町と北見市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第3号 国土地理院三角点 北能取山から337度30分58.54秒 851.62メートルの点 点1 基点第1号から 26 度 30分 17.500メートルの点 点2 基点第1号から 26 度 30分 24.000メートルの点 点3 基点第2号から 22 度 30分 20.000メートルの点 点4 基点第3号から 15 度 30分 20.000メートルの点 点5 基点第3号から 15 度 30分 8.000メートルの点 点6 基点第2号から 22 度 30分 15.000メートルの点	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	湧別町港町、曙町、緑町、栄町、網町、川西、信部内、緑蔭、登米床、東、福島、芭露、上芭露、東芭露、西芭露、志撫子、計呂地、佐呂間町及び北見市常呂町	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
網海共第35号	網走漁業協同組合、斜里第一漁業協同組合、ウトロ漁業協同組合	網走市、斜里郡小清水町及び斜里町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 国土地理院三角点 北能取山から337度30分58.54秒 851.62メートルの点 基点第2号 北海道水産林務部三角点 水T6から95度57分52秒497.83メートルの点 基点第3号 国土地理院三角点 朱内 基点第4号 国土地理院三角点 宇登呂 基点第5号 北海道水産林務部図根点 No.18(北海道水産林務部三角点 水T14～) 基点第6号 北海道水産林務部図根点 No.4(北海道水産林務部三角点 水T14～)から29度00分00秒 368.37メートルの点 基点第7号 斜里町と羅臼町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 15度 30分 8.000メートルの点 点2 基点第1号から 15度 30分 20.000メートルの点 点3 基点第2号から 21度 45分 20.000メートルの点 点4 基点第4号から 350度 00分 9.000メートルの点 点5 基点第6号から 277度 30分 7.400メートルの点 点6 基点第7号から 322度 30分 5.300メートルの点 点7 基点第7号から 32度 30分 21.800メートルの点 点8 基点第7号から 32度 30分 3.000メートルの点 点9 基点第7号から 322度 30分 3.000メートルの点 点10 基点第5号から 304度 30分 3.300メートルの点 点11 基点第4号から 350度 00分 4.500メートルの点 点12 基点第3号から 329度 00分 9.000メートルの点 点13 基点第2号から 21度 45分 11.000メートルの点	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	網走市、小清水町及び斜里町	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
網海共第36号	紋別漁業協同組合、雄武漁業協同組合、沙留漁業協同組合、湧別漁業協同組合、佐呂間漁業協同組合、常呂漁業協同組合、網走漁業協同組合、斜里第一漁業協同組合、ウトロ漁業協同組合	紋別郡雄武町、興部町及び湧別町、紋別市、北見市常呂町、網走市並びに斜里郡小清水町及び斜里町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15、点16、点17、点18、点19、点20、点21、点22、点23及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 枝幸町と雄武町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 雄武町と興部町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第3号 興部町と紋別市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第4号 紋別市と湧別町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第5号 湧別町と北見市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第6号 国土地理院三角点 北能取山から337度30分58.54秒 851.62メートルの点 基点第7号 北海道水産林務部三角点 水T6から95度57分52秒49.7 83メートルの点 基点第8号 国土地理院三角点 朱門 基点第9号 国土地理院三角点 宇登呂 基点第10号 北海道水産林務部図根点 No.18(北海道水産林務部三角点 水T14～) 基点第11号 北海道水産林務部図根点 No.4(北海道水産林務部三角点 水T14～)から29度00分00秒 368.37メートルの点 基点第12号 斜里町と羅臼町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 43 度 30分 19.000メートルの点 点2 基点第1号から 43 度 30分 25.000メートルの点 点3 基点第2号から 35 度 30分 25.000メートルの点 点4 基点第3号から 35 度 30分 25.000メートルの点 点5 基点第4号から 26 度 30分 24.000メートルの点 点6 基点第5号から 22 度 30分 20.000メートルの点 点7 基点第6号から 15 度 30分 20.000メートルの点 点8 基点第7号から 21 度 45分 20.000メートルの点 点9 基点第9号から 350 度 00分 9.000メートルの点 点10 基点第11号から 277 度 30分 7.400メートルの点 点11 基点第12号から 322 度 30分 5.300メートルの点 点12 基点第12号から 32 度 30分 21.800メートルの点 点13 基点第12号から 32度 30分 3.000メートルの点 点14 基点第12号から 322度 30分 3.000メートルの点 点15 基点第10号から 304度 30分 3.300メートルの点 点16 基点第9号から 350度 00分 4.500メートルの点 点17 基点第8号から 329度 00分 9.000メートルの点 点18 基点第7号から 21度 45分 11.000メートルの点 点19 基点第6号から 15度 30分 8.000メートルの点 点20 基点第5号から 22度 30分 15.000メートルの点 点21 基点第4号から 26度 30分 17.500メートルの点 点22 基点第3号から 35度 30分 15.000メートルの点 点23 基点第2号から 35度 30分 17.500メートルの点		第二種共同漁業	にしん刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	雄武町、興部町、紋別市、湧別町、港町、羅臼、緑町、栄町、錦町、川西、信部内、緑蔭、登米床、東、福島、芭露、上芭露、東芭露、西芭露、志撫子、計呂地、佐呂間町、北見市常呂町、網走市、小清水町及び斜里町	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
網海共第37号	湧別漁業協同組合、佐呂間漁業協同組合、常呂漁業協同組合	紋別郡湧別町、常呂郡佐呂間町及び北見市常呂町地先	サロマ湖の区域		第一種共同漁業	あさり漁業 つぶ漁業 ほたてがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほつかいえび漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	湧別町港町、羅臼、緑町、栄町、錦町、川西、信部内、緑蔭、登米床、東、福島、芭露、上芭露、東芭露、西芭露、志撫子、計呂地、佐呂間町及び北見市常呂町	なし
網海共第38号	湧別漁業協同組合、佐呂間漁業協同組合、常呂漁業協同組合	紋別郡湧別町、常呂郡佐呂間町及び北見市常呂町地先	サロマ湖の区域		第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第二種共同漁業) かれい刺し網漁業 にしん刺し網漁業 ちか・さより刺し網漁業 ちか・きゅうりうお・こまい小型定置網漁業 (第三種共同漁業) かれい水下降網漁業 ちか・きゅうりうお地びき網漁業	(第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から12月31日まで 1月1日から4月30日まで (第三種共同漁業) 3月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	湧別町港町、羅臼、緑町、栄町、錦町、川西、信部内、緑蔭、登米床、東、福島、芭露、上芭露、東芭露、西芭露、志撫子、計呂地、佐呂間町及び北見市常呂町	(1)漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 ただし、シロサケ及びカラフトマスについては、ちか・きゅうりうお・こまい小型定置網漁業を除く。 (2)漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
網海共第39号	西網走漁業協同組合	網走市地先	能取湖の区域		第一種共同漁業	ほたてがい漁業 かき漁業 つぶ漁業 ほつかいえび漁業 うに漁業 ほつきがい漁業 あさり漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	網走市宇能取、平和、卯原内、二見ヶ岡、能取港町及び美岬	なし
網海共第40号	西網走漁業協同組合	網走市地先	能取湖の区域		第二種共同漁業	かれい刺し網漁業 にしん刺し網漁業 ちか・さより刺し網漁業 こまい刺し網漁業 かれい小型定置網漁業 かれい水下降網漁業 ます小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から3月31日まで 7月1日から8月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	網走市能取、平和、卯原内、二見ヶ岡、能取港町及び美岬	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。